

(別添1)

薬生監麻発 0611 第 2 号
平成 30 年 6 月 11 日
(令和 2 年 8 月 31 日最終改正)

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品について

医薬品等の輸入監視については、「医薬品等に係る輸入確認要領について」(令和 2 年 8 月 31 日付け薬生監麻発 0831 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)の別添「医薬品等輸入確認要領」に基づき実施し、同要領中、数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とされている医薬品の製品名等については、「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の追加について」(平成 30 年 6 月 11 日付け薬生監麻発 0611 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)において通知しているところであるが、今般、別紙のとおり改正するので、当該品目については、「医薬品等輸入確認要領」に基づく審査及び確認をされたい。